

減免対象者と申請に必要な書類（藤枝市税条例施行規則第10条）

□生活保護を利用している

号	対象者（藤枝市税条例第51条第1項第1号）	提出書類
1	生活保護法の規定による各種扶助を受けている方	・生活保護受給者証の写し又は保護決定通知書の写し

□公私の扶助を利用している

号	対象者（藤枝市税条例第51条第1項第2号）	提出書類
1	貧困により生活のため公私の扶助を受けている方 ※公的扶助については、生活保護法の規定による保護に準ずる保護とする。また、私的扶助については、民法第877条の規定による扶養義務者（生計を一にする親族を除く。）又は第三者による扶助とする。	・公私の扶助の受給を確認できる書類 ・収入状況等申告書

□学生及び生徒

号	対象者（藤枝市税条例第51条第1項第3号）	提出書類
2	学生及び生徒である方	・学生又は生徒であることを証する書類

□地縁団体、NPO、公益社団法人及び公益財団法人（収益事業を営まないもの）

号	対象者（藤枝市税条例第51条第1項第4号、第5号及び第6号）	提出書類
3	地縁団体、NPO、公益社団法人及び公益財団法人	・非営利団体（法人）であることを証する書類

□納税義務者が死亡し、相続した方

号	対象者（藤枝市税条例第51条第1項第2号）	提出書類
4	納税承継人	・収入状況等申告書

□失業、事業の廃止等により所得が著しく減少した（前年の合計所得金額が600万円を超える方を除く。）

号	対象者（藤枝市税条例第51条第1項第2号）	提出書類
5	○失業に該当する方 本人の意思に反した勤務先の都合による解雇又は親の介護などのやむを得ない理由の自己都合退職により無職・無収入の状況にあり、納税が困難である	・雇用保険受給資格者証（直近のもの）又は離職票（自己都合退職でない場合は離職理由が記載されているもの）の写し ・収入状況等申告書
	○事業の廃止に該当する方 倒産、破産又は廃業により職を失っている状況にあり、納税が困難である	・事業の廃止を証する書類 ・収入状況等申告書

□災害、傷病等により所得が著しく減少又は異常の出費を要した（前年の合計所得金額が600万円を超える方は除く。）

号	対象者（藤枝市税条例第51条第1項第2号）	提出書類
6	○傷病に該当する方 疾病又は負傷により入院又は自宅療養が必要となった者で就労できないもの又は事業を再開できない状況にあり、納税が困難である	・医師の診断書 ・1月1日から現在までの収入及び医療費がわかる書類（給与明細・医療機関が発行する領収書など） ・収入状況等申告書
	○これらに類する理由に該当する方 妊娠、出産、育児等により職業に就くことができない状況にあり、納税が困難である	・減免事由を証する書類 ・収入状況等申告書
	○被災による被害を受けた方	・被害状況がわかる写真 ・り災証明書（任意） ・損失額がわかる書類 ・収入状況等申告書

□災害により納税義務者等が資産に損害を受けた（前年の合計所得金額が1,000万円を超える方は除く。）

号	対象者（藤枝市税条例第51条第1項第2号）	提出書類
7	○被災による被害を受けた方 生活に通常必要な資産又は不動産所得若しくは事業所得を生ずべき事業の用に供する資産の損失が著しい状況にあり、納税が困難である	・被害状況がわかる写真 ・り災証明書（任意） (生活に通常必要な資産の損失を受けた場合) ・被災した住宅、家財等の損失額計算書 ・被災した家財の個別明細書 (事業の用に供する資産の損失を受けた場合) ・損失額がわかる書類

□その他特別の事由があると認めるもの

号	対象者（藤枝市税条例第51条第1項第7号）	提出書類
8	特別の事由があると認めるものについて、個別の事情を総合的に勘案して行う。 例：「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている方など	・支援給付を証する書類 など

提出書類に収入状況等申告書が含まれている場合、次の書類を提出してください。

- ・公私の扶助に係る支給通知書その他当該給付の内容を証する書類
- ・給与明細又は源泉徴収票その他給与等の支払額を証する書類
- ・年金振込通知書又は源泉徴収票その他公的年金等の支払額を証する書類
- ・退職金支給通知書又は源泉徴収票その他退職手当等の支払額を証する書類
- ・収支内訳書その他給与所得、公的年金等に係る雑所得及び退職所得以外の所得に係る収入金額及び必要経費を証する書類
- ・通帳若しくは残高証明書又は預貯金証書その他減免の申請日現在における預入残高を証する書類
- ・その他収入額を証する書類